

義務教育費の財源確保等に関する意見書

義務教育について国が必要な経費を負担する義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的として、これまで我が国の義務教育制度を財政面から支える重要な役割を担ってきた。

しかしながら、本制度は昭和 6 0 年以來、国と地方の役割分担、国と地方の財政状況等を踏まえ、制度改革及び歳出抑制の観点から見直されてきており、平成 1 8 年度からは小中学校の教職員給与費の国庫負担割合が、2 分の 1 から 3 分の 1 へと引き下げられているところである。

また、政府は、本年 6 月 2 2 日に「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、その中で、義務教育関係については、国として確実な実施を保障する観点から、必要な施策の実施が確保される仕組みを検討するとともに、全国画一的な現金給付に対するものや地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金・補助金等を一括交付金化の対象外としたが、義務教育の在り方や権限及び税源の移譲については言及していない。

このような状況の中、地域主権改革の名の下、地方の財源確保策が不十分なまま義務教育費国庫負担制度の見直しが行われ全額一般財源化された場合には、現行教育制度の根幹を揺るがすと同時に地方財政を圧迫し、義務教育の円滑な推進に重大な影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、義務教育に係る予算については地方財政を圧迫するような負担転嫁とならないよう財源を確保するとともに、教科書無償制度を堅持し保護者の負担軽減を図るなど、きめ細かな行き届いた教育の実現に向けて特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  あて  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣

真に必要とされる公共投資の推進による景気対策を求める意見書

我が国の景気の現状は、リーマンショック後の最悪期は脱して持ち直してきているものの、環境の厳しさは増しており、雇用情勢も新卒未就職者が数多く出るなど厳しい状況が続いている。

特に地域経済は深刻で、中小・零細企業は、デフレや公共投資の大幅削減の影響で長引く不況にあえいでいることから、当面の景気回復のための経済対策を実施することが求められており、特に地域経済の振興は、景気対策として欠かせない。

そのためには、政府が地域振興及び雇用拡充を重要な施策としてこれらに取り組み、公共施設の耐震化や近年多発しているいわゆる「ゲリラ豪雨」への対策などの潜在的需要が高いと考えられる公共投資を積極的に行うことにより、景気対策を進め、地域経済を活性化させるべきである。

よって、国におかれては、真に必要とされる公共投資の推進による雇用拡充と内需振興を図る景気対策のために、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 公共施設の耐震化を始めとする災害対策や老朽化した橋りょう、トンネル、上下水道管などの施設の計画的な更新・大規模修繕を積極的に推進し、地域生活の安全及び雇用の拡充を図るとともに、地域経済を活性化させて地域振興を図ること。
- 2 太陽光発電の普及・促進や、介護施設の拡充などの将来の社会を見据えた公共投資を着実に推進し、内需の振興を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣 あて

厚生労働大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

環境大臣

児童福祉司の抜本的増員等を求める意見書

近年、虐待により幼い命が奪われる痛ましい事件が相次いでおり、児童虐待防止・根絶に向けた国と地方公共団体の総力を挙げた取組が求められている。

児童相談所が、児童虐待相談として対応した件数は、全国的に見て増加しているが、本年4月に報道機関が行った都道府県と政令指定都市等への調査によると、相談を受ける児童福祉司1人当たりの年間の新規の虐待相談対応件数は、神奈川県が34.1件と全国最多であって、都市部の多さが目立つ結果が明らかになっている。

しかしながら、「海外の事例を見ても上限は継続案件を含めて20件程度。新規なら10件が妥当だ」と指摘する専門家の意見もあり、現状では急増する虐待相談に追い付かず、担当件数に応じた見直しを求める声が上がっているところである。

これらの状況から、増加する児童虐待に対応するため、高い専門性を持つ児童福祉司について、抜本的に増員するなどの取組が、緊急に求められている。

よって、国におかれては、児童福祉司の抜本的増員のため、配置基準の見直しと、それに伴う財政措置を図るとともに、児童虐待への迅速な対応とその防止・根絶に向けた取組の強化のため、特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 あて  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

尖閣諸島海域における中国漁船領海侵犯に関する意見書

尖閣諸島の領有に関し、日本政府は明治 1 8 年から 1 0 年余り調査し、いずれの国の支配も及んでいないことを慎重に確認した上で、明治 2 8 年に閣議決定を行って正式に我が国の領土に編入して以来、かつお節工場が操業され、住民が居住していた経緯があるなど、同諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法の上でも疑いのないところである。

しかしながら、尖閣諸島の周辺海域においては、本年 8 月中旬以降、多い日では約 2 7 0 隻の中国漁船が確認され、そのうち 7 0 隻程度が日本の領海内に侵入しており、我が国の漁業者が安心して操業できないという、極めて憂慮すべき看過できない事態となっている。

このような中、本年 9 月 7 日、尖閣諸島の領海内で違法に操業を行っていた中国の漁船の船長が、停船を命じた海上保安庁の巡視船に漁船を衝突させ、海上保安官の職務を妨害するという事態が発生した。

よって、国におかれては、国民の安全と利益を守る立場から、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 尖閣諸島が我が国固有の領土であるという確固とした態度を堅持し、中国政府を始め諸外国に示すこと。
  - 2 中国政府に対し、嚴重に抗議するとともに、再発防止策を求めること。
  - 3 領海侵犯者を取り締まるための法整備及び第 1 1 管区海上保安本部の監視体制、領域警備等の強化を図ること。
  - 4 我が国の漁業者が尖閣諸島海域において安心して操業できる適切な措置をとること。
- 以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

外務大臣

あて

農林水産大臣

国土交通大臣

防衛大臣

沖縄及び北方対策担当大臣

意見書案第25号

京浜臨海部における総合特区制度の法案整備を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成22年10月1日

川崎市議会議長 潮田智信様

提出者 川崎市議会議員 飯塚正良

〃 大島明

〃 岩崎善幸

## 京浜臨海部における総合特区制度の法案整備を求める意見書

本年6月に閣議決定した新成長戦略に基づき、国では総合特区制度の創設を予定している。

この制度では、地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の選択と集中の観点を最大限生かし、規制の特例措置や、税制・財政・金融上の支援措置等をパッケージ化して実施することとしている。

この制度については、自治体等から新たな提案を募集するなど、地域に立脚した制度設計が進められており、今後、関連法案等の整備もされる予定である。

これに対し、本市は、国際拠点空港化される羽田空港に近接する殿町3丁目地区を中心に、京浜臨海部の産業の集積や都市・交通基盤の強みを生かし、我が国の成長をけん引するライフサイエンスと環境分野における世界最高水準の研究開発拠点の形成を目指した提案を、神奈川県及び横浜市との共同提案として提出したところである。

よって、国におかれては、本市と神奈川県及び横浜市が共同で提案した内容を踏まえ、制度設計を進めるとともに、総合特区制度を創設するための関連法案を速やかに成立させるため、特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣     あて  
総務大臣  
地域活性化担当大臣

意見書案第26号

永住外国人地方参政権付与に関する意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成22年10月1日

川崎市議会議長 潮田智信様

提出者 川崎市議会議員 飯塚正良

〃 大島明

〃 岩崎善幸

〃 松原成文

## 永住外国人地方参政権付与に関する意見書

永住外国人への地方参政権の付与については、これまで様々な議論がなされ、先の通常国会においても質問主意書の提出があったところである。

この質問主意書に対する政府の答弁書では、政府の憲法解釈を示すとともに、この問題について地方公共団体においても多くの意見があることを理解し、こうした関係各方面の意見も十分に踏まえつつ対応する必要があるとしているところである。

一方、この問題については、本市議会を含め、地方議会においても議論がなされて様々な意見が交わされるとともに、国民世論においても賛否両論に分かれるテーマとなっている。

しかしながら、こうした重要なテーマについては、国会や地方議会の議員はもちろん、日本国民各位が正確かつ客観的な知識と情報を得た上で、多面的かつ複合的な観点から議論を重ねて結論を導き出すことが求められるが、その環境は十分ではない。

よって、国におかれては、永住外国人への地方参政権の付与について、国民の幅広い議論を喚起しつつ地方の意見を十分に聞いて慎重に対応されるとともに、すべての国民がこの問題に関する適切な知識を得て判断ができるように、あらゆる情報や問題点を全国民に分かりやすく提示されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  あて  
総務大臣  
法務大臣  
外務大臣



意見書案第 27 号

地方財政の充実を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 22 年 10 月 1 日

川崎市議会議長 潮 田 智 信 様

提出者 川崎市議会議員 大 島 明

〃 岩 崎 善 幸

〃 竹 間 幸 一

## 地方財政の充実を求める意見書

急速な円高と長引くデフレにより、地域経済の冷え込みが顕著となっており、我が国の経済にとって地域経済の活性化と雇用対策が急務であるが、それらに伴って地方財政を充実させることは、住民に必要な行政サービスを維持するために必要不可欠である。

しかしながら、地方財政や地方税制を始めとする地方自治に影響を及ぼす国の政策について国と地方で協議することを定めた法案を含むいわゆる「地域主権改革関連3法案」は、継続審議となり、その成立の目途は立っていない。

一方で、一括交付金化による補助金総額の削減が言及されるなど一括交付金の在り方がいまだ不明確であり、さらには、今年度において地方への負担が盛り込まれた子ども手当について現行額から上積みすることとしたものの、その上積み分について来年度予算編成の概算要求で厚生労働省は金額を示さないなど、来年度の予算編成に当たっては、更なる地方への負担の増大が懸念されている。

よって、国におかれては、住民に基本的な行政サービスを提供できるように地方財政を充実させるため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 地方公共団体が、地域の実情に応じたきめ細かな事業の実施や雇用の創出に活用できる交付金を早急に創設し、支給すること。
- 2 地方公共団体における一般財源の充実・強化を図るため、地方交付税の法定率の見直しなどに取り組むこと。
- 3 補助金制度については、社会保障、義務教育など住民への基本的な行政サービスが著しく低下することのないよう財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  あて  
財務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣